

# 児童手当の手続きのお知らせ

## ■児童手当とは

児童手当とは、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育する父母などに手当を支給する制度です。

## ■支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方が対象となります。

請求者は、父母のうち生計を維持する程度の高い方で、一般的には、家計の主宰者（所得が高い方の方）となります。

※公務員の方は勤務先での支給となります。詳細は勤務先にお問い合わせください。

※児童が施設等に入所している場合には、施設等へ支給となります。

※対象となる児童が留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象となります。

## ■支給対象となる児童及び手当額

支給対象となる児童の年齢	1人あたりの手当額（月額）	
	所得制限限度額内の方	所得制限限度額を超過する方
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上から小学校終了前（第1・2子）	10,000円	
3歳以上から小学校終了前（第3子以降）	15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の数え方については、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

## お忘れ物のないように

### ■請求に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者（保護者）の健康被保険者

### ■所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

以下、扶養親族等の数が1人増える毎に38万円を加算

### ■所得制限について

児童手当には、所得制限限度額が設定されており、請求者の所得が所得制限限度額以上の場合には、手当額が児童の年齢に関係なく、月額5,000円となります。

■問い合わせ先 ぐも福祉課 ☎(52)1114

証のコピー（ただし、国民年金加入者は不要です。）

・通帳のコピー（請求者本人の名義に限ります。）

・平成26年1月2日以降に転入された方は、平成26年度の児童手当用所得証明書（配偶者が当該請求者の扶養親族となっていない場合など、配偶者の所得状況の確認が必要な場合は、当該配偶者についても児童手当用所得証明書を提出いただく場合があります。）

・児童と別居している請求者の方は、監護・生計同一申立書と児童の世帯全員の住民票（下野市内での別居の場合には住民票は不要です。）  
・その他の書類が必要となる場合があります。

### ■受付場所

- ぐも福祉課（石橋庁舎1階）
- 市民課国分寺窓口（国分寺庁舎1階）
- 市民課南河内窓口（南河内図書館2階）